令和６年度第１１回

南国市農業委員会議事録

令和７年２月７日（金）

令和６年度第１１回農業委員会議事録

日　時　令和７年２月７日（金）　午後１時３０分～午後４時００分

場　所　南国市役所　４階　大会議室

議　題

（１）　農地法第３条の規定による許可申請の件

（２）　農地法第５条の規定による許可申請の件

（３）　南国市農用地利用集積計画の件

（４）　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づく要請について

（５）　農地法第１８条第１項の規定による許可申請の件

（６）　農業委員会法第３８条第１項に係る意見書について

（７）　目標地図の素案について

議案外

（１）　農地法第３条の３の規定による届け出の件

（２）　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件

（３）　使用貸借の合意解約通知の件

（４）　非農地証明願いの件

（５）　農地法第５条の規定による許可の取り消し願の件

（６）　農地法第５条の規定による許可の取り下げ願の件

その他

○令和６年度農作業受委託料金算定基礎について　農林水産課

出席者（農業委員　１７名）

会長　濵田　好典	第一副会長　池　正人	第二副会長　鈴木　郁馬	
１番　金田　善充	２番　山本　修平	４番　杉本　和繁	５番　髙芝　澄生
６番　末政　隆一	７番　楠瀬　理枝	８番　武市　忠雄	１１番　植野　永子
１２番　松岡　清	１４番　窪田　理佳	１５番　山本　桂	１７番　垣内　育男
１８番　田岡　崇	１９番　森尾　晴代		

欠席者（農業委員　　１名）

１３番　今井　まち

出席者（農地利用最適化推進委員　１１名）

１番　西本　良平	３番　門田　俊一	４番　筧　和幸	５番　和泉　依
６番　門田　理博	７番　利岡　邦彦	８番　西岡　祐三	９番　武市　憲雄
１２番　北村　一弘	１３番　武内　俊暁	１４番　中村　和雅	

欠席者（農地利用最適化推進委員　６名）

２番　齋藤　喜美子	１０番　北原　章吾	１１番　山北　泰司	１５番　岡田　廣志
１６番　橋詰　昌明	１７番　井上　丈夫		

出席職員

事務局長	弘田　明平	次長兼係長	清岡　さゆり
主　　査	穂積　孝昌	主　　幹	門脇　真弓

議事録署名委員

１１番　植野　永子　　１２番　松岡　清

会長	ただいまから第１１回定例総会を始めます。議案第１号、農地法第３条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和７年２月７日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数６件。申請受理面積、田 6,964 ㎡、畑 507 ㎡、計 7,471 ㎡。まず初めに受付番号９８号、９９号は田岡委員が代理申請人となっておりますので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 （田岡委員　退室） 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案第１号、農地法第３条権利移動許可申請について説明いたします。受付番号９８号、９９号は譲受人が同じため、まとめて説明します。申請地は、国分の畑３筆で、計 507 ㎡で、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、規模拡大するため取得します。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。本日、配付しております当日配付資料で説明いたしますので、こちらをご覧ください。要件は４つあります。資料の上半分に、４つの要件を示しておりますが、これを譲受人について、下半分で確認していきます。まず、１の法人形態要件ですが、譲受人は合同会社ですので、１の要件を満たしています。次に、２の事業要件です。農業事業の売上げ割合が、全体の過半となっているかどうかですが、生姜、里芋、水稲を生産しており、その売上げ割合は１００％で、過半となっているため、要件を満たしています。次に、３の議決権要件です。農業従事者である代表社員が総議決権の１００％を占めており、過半となっているため、要件を満たしています。最後に４の役員要件です。合同会社における役員というのは、出資者である社員を指します。役員を指す社員は１名で、農業に常時従事している構成員ですので、こちらについても、過半が常時従事している社員ということになり、要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人は、今回南国市では初めての農地取得となりますので、営農計画書が提出されておりますが、市外では以前から借り入れて営農をしてきており、農作業歴は９年です。また市外の経営農地は、全て耕作または管理されており、トラクターなどの機械も所有しています。取得後は、甘夏、クリなどを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９８号、９９号についての説明は以上です。ご審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （田岡委員　入室） 事務局、残りの案件の説明をお願いします。それでは議案書戻りまして、受付番号９

	４号です。譲受人は３５歳。申請地は、三畠の田で、3,467㎡、譲受人からの要望で、売買による所有権移転です。譲受人は、今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されておりますが、以前から就農に向けて農作業の手伝いをしており、農作業歴は８年です。譲受人は、トラクターなど機械を所有していないため、必要に応じて作業委託やリースをします。農作業には本人が従事します。取得後は、土壌改良のために緑肥を栽培し、将来的にはハウスを移築してピーマンを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９４号については以上です。 受付番号９５号です。申請地は、稲生の田２筆で、計2,300㎡です。売買による所有権移転で、規模拡大するため取得します。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。さきほど使用しました当日配付資料の２枚目をご覧ください。譲受人について、４つの要件を下半分で確認していきます。まず、１の法人形態要件ですが、譲受人は株式会社ですので、１の要件を満たしています。次に、２の事業要件です。農業事業の売上げ割合が、全体の過半となっているかどうかですが、水稲と露地野菜を生産しており、その売上げ割合は１００％で、過半となっているため、要件を満たしています。次に、３の議決権要件です。農業従事者である代表取締役が総議決権の１００％を占めており、過半となっているため、要件を満たしています。最後に４の役員要件です。役員というのは取締役になります。取締役は１名で、農業に常時従事している構成員になっておりますので、こちらについても、過半が常時従事している役員ということになり、要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人は、今回初めての農地取得となりますので、営農計画書が提出されておりますが、以前から借り入れて営農をしてきており、農作業歴は１０年です。また経営農地は、全て耕作または管理されており、トラクターなどの機械も所有しています。取得後は、これまで通り水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９５号については以上です。 受付番号９６号です。譲受人は３０歳です。申請地は、立田の田、38㎡、売買による所有権移転です。申請地に隣接する家屋と一体的に購入をするもので、今回初めての農地取得となるため、営農計画書が提出されています。譲受人は、現在市外に住んでおりますが、将来的に、今回購入する家屋に母と住む予定で、農作業には本人と母が従事します。農作業経験はなく、機械も所有しておりませんが、機械が必要のない規模で耕作します。取得後は、以前から植わっているレモン、ミカン、ふきなどを引き続き作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９６号については以上です。 受付番号９７号です。譲受人は７３歳。申請地は、小籠の畑３筆で、計1,159㎡、売買による所有権移転です。譲渡人から売買の話があり、また規模拡大もあり取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は５５年です。農作業には、本人と妻が従事します。取得後も、これまで同様水稲を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。９７号については以上です。

	なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしくお願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第３条第１項の規定により許可してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。次に議案第２号、農地法第５条権利移動許可申請について、農地法第５条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和７年２月８日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。申請受理件数１件。申請受理面積、田０㎡、畑０㎡、外 495 ㎡、計 495 ㎡。事務局説明をお願いします。
穂積主査	議案第２号を説明します。受付番号２３号です。議案書は７ページ、別紙位置図は２ページをお願いします。申請地は下野田の登記雑種地、現況畑の 495 ㎡、所有権の移転により賃貸住宅への転用です。申請人は不動産の賃貸や管理を営んでおり、申請地は申請人の所在地から近く、管理しやすい場所に位置する他、交通の便がよいため転用申請に至ったとのことです。申請地の農地区分は、とさでん交通後免町駅から概ね３００m以内にある農地であるため第３種農地に該当し、立地基準を満たすものと考えます。続いて土地利用計画について説明します。別紙の３ページをお願いします。配置は図の通りです。造成計画は特になし、整地計画はアスファルト舗装、進入計画は南側の市道からです。排水計画については４ページをお願いします。汚水については下水管に排水、雨水については敷地東西の側溝を経由して南側市道側溝に排水する計画で、地元より排水に差し支えない意見書を得ており、市の排水同意を取得しております。周囲の状況については、東側宅地、西側宅地、南側市道、北側同意のある農地であり、周囲の農地から同意書を取得しており、被害防除措置は不要と判断しております。他法令については、開発許可の見込みがあることを確認しております。説明は以上です。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第３号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和７年２月７日、南国市農業委員会、会長、濵田好典。まず初めに受付番号２１３号と２１８号は池副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。

	（武市忠雄委員　退室） 事務局、説明をお願いします。
清岡次長	議案書１８ページをお願いします。２３５号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、大埴の田２筆で、3年１１ヶ月の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を現金で支払うというものです。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （武市忠雄委員　入室） 次に受付番号２４０号は池副会長の案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限により退室をお願いします。 （池副会長　退室）
清岡次長	議案書２１ページをお願いします。２４０号です。借人は、６０歳。申請地は、前浜の田２筆で、１０年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を現金で支払うというものです。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （池副会長　入室） 事務局、残りの案件の説明をお願いします。
清岡次長	議案書９ページに戻っていただきまして、受付番号２２０号からは農地中間管理事業の一括方式です。 ２２０号、２２１号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、４０歳。申請地は廿枝と東崎の田計１５筆で、いずれも１０年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり約 7,950 円を振込するというものです。 議案書１０ページ、２２２号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、西山の田で、１５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２２３号です。借人は、５１歳。申請地は、立田の田２筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 5,000 円を振込するというものです。 ２２４号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 5,000 円を振込するというものです。

	議案書１２ページ、２２５号です。借人は、７３歳。申請地は、小籠の田３筆で、５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり6,000円を振込するというものです。 ２２６号、２２７号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田２筆で、いずれも５年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２２８号と議案書１４ページの２２９号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、５０歳。申請地は、篠原の田４筆で、５年または１０年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２３０号です。借人は、７６歳。申請地は、比江の田６筆で、５年の使用貸借権を更新して、水稲を作るというものです。農地中間管理事業の一括方式は以上になります。 議案書１６ページは農業公社の農地売買等事業による所有権移転です。譲渡人から一度農業公社が買い受けて、その後、担い手に売り渡されるものです。 ２３１号は、譲渡人から農業公社が買い受けるもので、申請地は、里改田の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。 ２３２号と２３３号は、農業公社から担い手に売り渡されるもので、申請地は、いずれも大埇の田で、売買価格につきましては、議案書のとおりです。 続きまして、議案書１８ページからは、相対の利用権設定になります。２３４号です。借人は、３８歳。申請地は、物部の田２筆で、１年の賃貸借権を設定して、オクラを作るというものです。賃料は、２筆で9,000円を現金で支払うというものです。 ２３５号は審議済みですので、２３６号です。借人は、６９歳。申請地は、植田の田で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kg相当の金額を振込するというものです。 ２３７号です。借人は、６４歳。申請地は、包末の田３筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kg相当の金額を現金で支払うというものです。 議案書２０ページ、２３８号です。借人は、７７歳。申請地は、福船の田３筆で、５年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、３筆で30,000円を現金で支払うというものです。 ２３９号です。借人は、６８歳。申請地は、大埇の田３筆で、８年の賃貸借権を設定して、水稲、オクラを作るというものです。賃料は、１０ａあたり米１５kg相当の金額を現金で支払うというものです。 ２４０号は審議済ですので、２４１号です。借人は、７５歳。申請地は、三畠と廿枝の田１６筆で、１０年の賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり2,700円を振込するというものです。 議案書２２ページ、２４２号です。借人は、４２歳。申請地は、上末松の田２筆で、１３年５ヶ月の賃貸借権を設定して、キュウリを作るというものです。賃料は、一体利用している隣接の田２筆と合わせて米３００kg相当の金額を現金で支払うというもの

	です。 ２４３号と２４４号は、借人が同じためまとめて説明します。借人は、６７歳。申請地は、前浜と浜改田の田計３筆で、いずれも３年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、２４３号が１０ａあたり米６０kg相当の金額を振込、２４４号が米６０kgを物納するというものです。 議案書２４ページ、２４５号です。借人は、６４歳。申請地は上野田の田２筆で、３年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を現金で支払うというものです。 ２４６号です。借人は、７２歳。申請地は、片山の田で、３年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を振込するというものです。 ２４７号です。借人は、７１歳。申請地は、西山の田６筆で、３年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、６筆で米１８０kgを物納するというものです。 議案書２６ページ、２４８号です。借人は、５７歳。申請地は、物部の田で、３年の賃貸借権を更新して、育苗をするというものです。賃料は、１筆で 5,000 円を現金で支払うというものです。 ２４９号です。借人は、７２歳。申請地は、里改田の田で、３年の賃貸借権を更新して、オクラ、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米６０kgを物納するというものです。 ２５０号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、上末松の田３筆で、５年の賃貸借権を更新して、ネギ、ニラを作るというものです。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を振込するというものです。 ２５１号と議案書２８ページの２５２号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、５６歳。申請地は、下野田の田２筆で、いずれも５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、１筆で米１５kgを物納するというものです。 ２５３号、２５４号、議案書３０ページの２５５号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、４６歳。申請地は、堀ノ内、金地、立田の田計１５筆で、いずれも５年の賃貸借権を更新して、水稲を作るというものです。賃料は、２５３号が１０ａあたり米３０kgを物納、２５４号が 10,000 円を現金で、２５５号が 5,000 円を現金と物納で支払うというものです。 ２５６号です。借人は、７３歳。申請地は、廿枝の田２筆で、５年の賃貸借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は１０ａあたり 35,360 円を現金で支払うというものです。 ２５７号です。借人は、６９歳。申請地は、国分の田３筆で、５年の賃貸借権を更新して、野菜を作るというものです。賃料は、１０ａあたり 10,000 円を振込するというものです。 ２５８号です。借人は、６０歳。申請地は、下野田の田２筆で、５年の賃貸借権を更

	新して、水稲を作るというものです。賃料は、２筆で米３０㎏を物納するというものです。 議案書３２ページ、２５９号です。借人は、５６歳。申請地は、三畠の田２筆で、５年の賃貸借権を更新して、ピーマンを作るというものです。賃料は、１０ａあたり150,000円を現金で支払うというものです。 ２６０号、２６１号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、６９歳。申請地は、下島と久枝の田３筆で、いずれも１０年の賃貸借権を更新して、ニラを作るというものです。賃料は、２６０号が２筆で米６６０㎏相当の金額、２６１号が１筆で米２７０㎏相当の金額を現金で支払うというものです。 ２６２号と議案書３４ページの２６３号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、３５歳。申請地は、岡豊町中島の田２筆で、５年または３年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２６４号です。借人は、６７歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田３筆で、３年の使用貸借権を設定して、水稲を作るというものです。 ２６５号です。借人は、４６歳。申請地は、堀ノ内の田で、５年の使用貸借権を更新して、水稲を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議お願いします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして、議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づく要請について、下記の通り要請してよいか審議を願います。令和７年２月７日、南国市農業委員会会長、濵田好典。事務局、説明をお願いします
清岡次長	議案第４号は、公社が借り手に貸し付ける行為、再配分をすることを、利用促進計画として公社に要請するというものになります。議案書３７ページをご覧ください。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、久礼田の田で、期間は令和９年３月８日までの賃貸借権を設定して、水稲を作るというものです。賃料は、１０ａあたり約8,000円を振込するというものです。以上、促進計画要請の説明になります。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので承認してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第５号、農地法第１８条第１項の規定による許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法施行令第２２条第２項の規定による意見書を付けて、高知県知事に送付してよろしいか審議を願い

	ます。令和７年２月７日、南国市農業委員会会長、濵田好典、事務局、説明をお願いします。
穂積主査	議案第５号、農地法第１８条第１項の規定による許可申請について説明します。議案書３８ページをお願いします。説明の前に資料の確認をお願いします。議案書に加え、先日郵送しました議案第５号参考資料、本日お配りしております当日配布資料の準備をお願いします。 本案件は、賃借権の解約を求める申請です。農業委員会は賃借権の解約を認めて良いかどうか判断し、高知県知事に意見書を送付する必要があります。 では、案件の説明に移ります。今回のケースは合意解約に至らず、裁判で明け渡しの請求を棄却され、賃貸人側から賃借権の解約を求める単独申請されたものです。申請地は、期間の定めのない賃借権が時効取得されています。申請人の情報や経緯につきましては議案書と共に送付しております参考資料の通りです。 次にお配りしております当日配布資料をお手元にご用意ください。こちらが申請書の写しでして、３ページをお願いします。マーカーを引いてある部分を読み上げます。「本件農地は平成１４年１１月●●脳梗塞により息子の●●が占用を承継し、●●も令和４年脳梗塞にかかって耕作できなくなり、第三者を雇用し、農作物の売上からピンハネして搾取している」とあります。事前配布資料にも記載しておりましたが、賃貸人はこの内容が信義に反する行為、ということで申請しておりますので、農業委員会はこの内容で解約を認めて良いか判断します。 次に賃貸人及び賃借人に対し事務局が聞き取りを行いましたので報告します。まず賃貸人側への聞き取り内容です。代理人である弁護士に聞き取りを行いました。先ほどお伝えした、主張されているピンハネについて、ピンハネの内容や定義等が不明だったため問い合わせたところ、当日配布資料の４ページの①のマーカーを引いてある部分で回答がありましたが、証拠、根拠となる資料の提出はありませんでした。賃貸人への聞き取り内容は以上です。 次に賃借人についての聞き取り内容です。●●さん宅に伺い、●●さんとその妻●●さんと面接をしました。●●さんは脳梗塞の後遺症で会話が困難な状態であるため、●●さんに聞き取りを行いましたが、「詳しいことは分からん、息子に聞いて」等といった返事でした。●●さん夫婦から十分な回答を得ることができなかったため、その後息子である●●さんと面接を行いました。●●さんも数か月前に脳梗塞を患ったとのことですが、現在は復帰し農業を再開しているとのことです。なお、申請書には、●●は令和４年に脳梗塞を患って現在は耕作していないと記載がありますが、●●さん曰く、脳梗塞は令和６年の話で、現在耕作を再開しているので、申請書の内容は間違いであるとのことです。賃貸人の主張されておりますピンハネについて確認をしましたが、賃貸人の言う第三者というのは特定技能雇用契約による外国人のことで、●●さんより雇用契約書が農業委員会に提出されております。事務局からの報告は以上です。
会長	事務局より説明がありました。こちらの案件は本議案の議事録を付けて高知県知事に意見書を送付する必要があるため、農業委員の挙手による採決を行います。

	事務局の報告をまとめますと、今回審議する内容は、申請書４ページのマーカー部分が信義に反する行為に当たるのかどうかです。具体的に言うと、１申請人である賃借人側からピンハネの事実が証明されていないこと、そして「第三者を雇用し、作物の販売価格より第三者に支払う小作料の方が安い」ということがピンハネにあたるかどうか、本案件の転貸が信義に反する行為かどうか、この２点を審議します。 ではまず１のピンハネの事実があると言えるかどうか、また、ピンハネと主張されておりますがこの内容をピンハネと言えるか、皆様ご意見やご質問はありますか。
高芝委員	かまん？ここで書いちゅうピンハネというのはどういう意味？ピンハネと言われても契約書があるがよね？ほんで給料なんぼとかで雇うちゅうはずやき。ほんなら、そのお金を引くという根拠は？本人に聞いたろ？●●に？何言うた？
穂積主査	そんなことはないとのことでした。
高芝委員	そりゃあないがが本当よ。
穂積主査	雇っているので、給料を払っているだけです、というお返事でした。
高芝委員	ピンハネというがは、家賃を引いて払いゆがやない？そこらへんは言わんかった？
穂積主査	そういった内容については仰ってはいませんでした。それで、そのことを言ってきた申請人に対して、事務局も同じような疑問を抱きましたので聞いたところ、先ほどお伝えした申請書４ページのマーカー部分の回答がありました。分かっているのはそこまでです。
高芝委員	そこまでやったらピンハネじゃないわね。ピンハネは認められんろ？聞いた話では。ほんならピンハネしちゃあせんということよ。
会長	はい、ありがとうございます。他にご意見はありませんか？ （意見・質問なし） ないようでしたら、次に２の転貸が信義に反する行為かどうか、皆様ご意見やご質問はありますか？
高芝委員	裁判やって負けたいうたら裁判の方が正しいろ？
穂積主査	補足になりますが、事前配布した参考資料の５ページに、転貸について、判決文の内容を引用しております。この部分ですね。
会長	読み上げて。
穂積主査	はい。原告●●は、平成２２年以降、被告●●ないし被告会社名義で支払われる地代をそのまま継続的に受領している。なお、原告●●本人も、平成２６年頃には被告●●が耕作していることを知ったと供述するところ、実際の耕作者が被告●●でなくなっていることに異議を述べたことを認めるに足りる証拠はない。以上のような被告らの関係、本件土地の使用状況及び地代の受領状況等からすれば、被告●●ないし被告会社が使用収益を開始、継続したことについて賃貸人に対する背信行為と認めるに足りない特段の事情があるというべき、とあります。要約するとその下の矢印の通りです。つまり裁判所は背信行為と認めていない、ということになります。
会長	それをもって皆様どうでしょうか？
穂積主査	これはあくまでも裁判所の判決ですので、委員会としても決める必要があります。

高芝委員	けんど、お前裁判で認めたもんをうちがそりゃ違反じゃとは言えんろ。答えは必然と分からあね。
会長	他にございませんか？ （意見・質問なし） そしたら全体の総括としてはピンハネの事実は認められず、転貸についてもやむを得ないものといえ、信義に反するものでないため農地法第１８条第２項第１号には該当しないということでよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） では採決に移ります。農業委員挙手をお願いします。この件について、許可相当と考える方、挙手をお願いします。次に不許可相当、挙手をお願いします。 （事務局が採決の集計を行う） 採決の結果、許可０名、不許可１５名ですので不許可相当という意見で、高知県知事に意見書を送付することとします。つづきまして、議案第６号、農業委員会法第３８条第１項に係る意見書について事務局説明をお願いします。
弘田局長	農業委員会法第 38 条第１項に係る意見書につきましては、農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があるときは、農地の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、または実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。とされております。以前から委員の皆様に提出していただいたアンケートを基に今回の意見書を作成しております。議案第６号意見書案をご用意ください。それでは説明いたします。左面は意見書を提出するにあたっての概要、右面の①からが意見書の趣旨になっております。それでは読み上げます。 農地関連法について、以下のことを要望します。農地の貸借につきましては、①農地法による貸借、②農業経営基盤強化促進法の定める農地の出し手と受け手の相対契約による利用権設定による貸借、及び③農地中間管理事業法による農地中間管理機構が実施する貸借の３種類の方法がありましたが、令和４年３月の農業経営基盤強化促進法等の改正により、地域計画が策定された地域又は令和７年４月以降は、農業経営基盤強化促進法の定める農地の出し手と受け手の相対契約による利用権設定が廃止され、農地法又は農地中間管理事業法による貸借の２方法のみとなります。貸借の事務が一見農業委員会では減少する印象がありますが、実際は農業公社の事務の一部を負担せざるを得ないことが県下農業委員会及び市町村の担当者及び県、農業会議、及び農業公社との作業部会の中で判明いたしました。また、南国市は国営ほ場整備事業をまさに進めているところであり、工事が完了した団地から順次、中間管理事業による出し手と受け手の間で貸借契約を結ぶ必要があります。これらを踏まえ、高知県及び一般財団法人高知県農業公社に対し、中間管理事業が淀みなく進むよう要請をしていただくとともに、増加する農業委員会での貸借に係る事務に十分対応できるよう人員配置などに配慮していただきたい。これは市長に向けて要望を上げております。

	それから、②としまして、地域計画及び目標地図について以下のことを要望します。農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は地域計画及び目標地図を作成すること、及びそのための地域での協議の場（座談会）を催し地域の農業者等の意見を集約し地域計画へ反映させることが求められています。一方、農業委員会は地域の意向を汲み取るべく座談会への積極的な参加及び目標地図の素案を作成することが求められております。各地区における座談会は農業委員及び農地利用最適化推進委員が各地域で参加の呼びかけもしておりますが、参加者が少ないため地域の声を地域計画に十分反映できているとは言い難い状況です。座談会に参加者が多く集まりより多くの地域の意見が地域計画に反映されるよう創意工夫をしていただきたい、ということを要望しております。 次に③、遊休農地の増加防止と解消の為に以下のことを要望します。農地の利用状況を調査し、遊休農地の発生防止やその解消を図ることは、農地の利用の最適化の為の重要な事業であるため、委員による農地パトロールが安全かつ正確、そして迅速に実施できるよう、また、そのために全国的に先駆けて導入したドローンによる農地パトロールや現地確認が継続して実施できるよう、必要な予算を配分していただきたい。農業は南国市において主要な産業の一つであります。その産業基盤である農地は、国営ほ場整備事業により耕作しやすい広大な農地に改良されつつありますが一方で高齢化や後継者不足により耕作されなくなった農地や草刈りなどによる管理のみを行っている農地など十分活用されていない農地が多く存在しています。県外在住の相続人などの土地持ち非農家に対する農地を所有することに対する意識啓発の取り組みを進めていただきたい。遊休農地に季節の草花を植えるなど、また、アグリスクールのような体験学習の場にするなど営農再開ができなくとも人の手が入り続ける取り組みのための予算措置をお願いしたい。使えなくなったビニールハウスが建っている農地を新たに耕作する担い手や新規就農者が利用できるよう解体するための支援をお願いしたい。市内の遊休農地の状況について農業委員会による農地利用状況調査に市長をはじめ市の担当部局にも参加いただき市内農地の実情をご理解いただきたい、ということにしております。 最後に④、全体的に農業は儲かるという状況ではないため、どうすれば儲かる農業ができるのか、市にも積極的に情報提供していただきたい。「あんぱん」や大阪万博、インバウンド需要の高まりなどは南国市の農産物の知名度を向上させる絶好の機会であり、南国市の農産物のブランド化、外商活動、都市部への知名度向上をより一層活発に行っていただきたい。先輩農業者と新規就農者又は新規就農者同士及び就農予定者などが意見交換できる機会の創設やそれに伴う予算措置をお願いしたい。地域の農地や農業基盤となる農道・水路・農村の維持には地域の祭事や田役などの行事を存続させることが重要であり、そのためには稲作を軸とした土地利用型農業を営む若手農業者を支援し増やすことが必要です。水稲を産地提案型支援制度に加え、事業継承や機械設備の購入支援、またモデルとなる営農計画の設定など、若手農業者に対する支援施策を進めていただきたい。以上の大きく４項目についてを南国市長にむけて案をまとめております。これは皆様へのアンケートの内容を随所に組み入れたものになっております。私の方か

	らの説明は以上です。
会長	事務局より説明がありました。ご意見・ご質問はありませんか？はい、西本委員。
西本推進委員	時期的にこれまでいまくらいやったかね？
弘田局長	時期的には秋とかでした。
西本推進委員	いや、というのは予算請求するのに１１月頃には財政と調整して１月には内示もありますわね。ちょっと時期を早めないかんがやない？農業委員会は必死だよと、インパクトをあたえるためには早い方がいいのではないでしょうか？少なくとも１１月までには出した方がいいというのが私の個人的な考えです。以上です。
会長	はい、分かりました。今回遅くなってしまいまして、誠に申し訳ありません。次回は意見を参考にしながら１１月を目途に進めていきたいと思います。他に何かご意見はございませんか？
門田俊一推進委員	はい。これ項目ごとに試算は出していますか？この事業にこればあいるとかいう。
弘田局長	はい、お答えします。まず試算の方はしておりません。具体的な政策の中でこういうものをするというようなことではなく、概念的なところで意見を述べるということになっておりますので。金額を述べた方がいいようなものが、もう一段階具体的になれば出せるのかなと思いますが。
会長	はい、他にございませんか？
山本修平委員	流れ的には、意見を出して回答は来るということでよろしいでしょうか？
弘田局長	来ます。
会長	はい、他にございませんか？ないようでしたら、この意見書につきまして、南国市長に提出してよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい、そのようにいたします。事務局から今後の予定についてお願いします。
弘田局長	はい、ありがとうございました。以前の意見書もそうでしたが、市長に対面で手渡し、説明をする方式といたします。提出日につきましては、２月１９日水曜日１５時からと考えております。会長及び副会長、各部会の部会長の皆様につきましてはご対応願います。
会長	つづきまして、議案第７号は目標地図の素案について確認していただく必要がありますので席の形を変更しますので１０分間休憩します。再開は３時からです。 （１０分間休憩）
弘田局長	地区ごとに席についていただいております。机の上に各地区の目標地図の素案を置いてあります。各地区におけるすべての地図を見ることは難しいかもしれませんが確認をお願いします。それでは地図について説明しますので地図を見ながら聞いてください。 まず地図の範囲は農振地域です。よって、黒滝の北の方や市街化区域は目標地図を作成していません。 各地区で１１月から１２月に実施しました座談会により地域の実情などを書き込んでいただいた情報を入れるなどして目標地図を作成いたしました。まず、凡例をご覧ください。耕作者の名前が記載されています。農林水産課が作成する地域計画において少

	なくとも２~３年は耕作するであろうとして、プレーヤーとして掲載される方です。そのうち色や番号がある方が認定農業者、認定新規就農者、合計で１ヘクタール以上耕作している農業者の方です。これを踏まえて地図をご覧ください。例えばご自身の耕作されている農地を探してみるのもよいでしょう。色が点在していたり、まとまっていたりしています。今後集積集約していくためのいわゆる見える化といえるでしょう。地図は基本的に毎年変更し、農業委員会はその素案を農林水産課に提出する必要があるとのことです。 今日以降年度末までの作業ですが、この素案地図を農林水産課に提出した後、農林水産課が目標地図を作成し、地域計画及び目標地図について関係機関への意見聴取を行います。農業委員会も意見聴取される側ですので、３月の定例総会で意見を取りまとめ農林水産課に意見を提出、農林水産課は縦覧期間を２週間置いて公表します。 本日は、この素案地図を農林水産課に提出してよろしいかご審議いただきたいというものです。 （委員　目標地図を確認） それでは、目標地図の素案について何かご意見ご質問はありませんか。 （意見・質問なし） それでは、農業委員会で作成した目標地図の素案について農林水産課に提出してよろしいでしょうか。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） この目標地図の素案を農林水産課に提出することに決定しましたので事務局は提出をするように。以上で議案は終了です。議案外はお目通しください。 （午後４時終了）

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和7年3月7日

会　　長　　窪田好典

議事録署名委員　　松岡清

議事録署名委員　　植野永子